

令和元年度 第2期水泳教室参加者募集

☎ 象潟B&G海洋センター ☎ 43-6490

申込場所 象潟B&G海洋センター
申込方法 申し込み用紙にご希望の曜日(1つ)と必要事項を記入し、提出してください。申し込み用紙はプール受付窓口にあります。市ホームページからもダウンロードできます。
申込期限 6月7日(金)
手続き 6月8日(土)以降に各自で申し込み状況、または抽選結果を確認後、支払い等の手続きをしてください。

※定員に満たない場合は全員参加となりますが、申し込み多数の場合は抽選になります。抽選は6月8日(土)に行います。(市内申し込み者優先)

7~9月の3カ月コース(8回)

教室名(対象)	曜日	時間	募集人数
ベビー教室 (6カ月~2歳児)	金	7月12日から開始 11:00~12:00 小学校夏休み期間中は 12:30~13:30	定員なし
のびのび教室 (3~4歳児) わんぱく教室 (年中・年長児)		夏季は繁忙期で教室の安全面を考慮し、教室を休止しています。なお、次回は10月からの開催になり、9月の広報で募集します。	
チビッコ教室 (小学1・2年生)	水	7月10日から開始 16:30~17:30	20人
	金	7月12日から開始 16:30~17:30	30人
ジュニア教室 (小学3~6年生)	月	7月8日から開始 16:30~17:30	20人
	木	7月11日から開始 16:30~17:30	35人
アクアビクス教室 (一般) ※10回コース	水	7月10日から開始 12:30~13:15	定員なし
		7月11日から開始 12:30~13:30	
メンズ・レディース教室 (高校生以上)	木	7月11日から開始 12:30~13:30	10人

費用 ◆教室参加料…1,000円
 ◆使用料(1回)
 ・小学生…100円
 ・高校生、65歳以上…250円
 ・一般…350円
 ◆託児…100円(要相談)



8 フェライト子ども科学館実験教室

☎ フェライト子ども科学館 ☎ 32-3150

〈かんたん実験工作教室〉
『紙コップロケットをつくろう』
期日 6月1日(土)、8日(土)、22日(土)、29日(土)
時間 ①10:00~11:30
 ②13:30~15:00
対象 来館者(事前申込不要)
参加費 無料(別途入館料は必要)

〈オリジナル実験工作教室〉
『液体万華鏡をつくろう!』
期日 6月15日(土)
時間 10:00~11:30
対象 小学3~6年生
定員 5人(定員になり次第締め切り)
参加費 300円



要予約

9 にかほ夢ギャラリー 6月のご案内

「星の写真展」
出展者: 本荘星の会
会場: JR仁賀保駅待合室ギャラリー
 ☎ まちづくり推進課 連携推進班 ☎ 43-7510

「透明水彩画 6人展」
出展者: 透明水彩サークル
会場: 仁賀保公民館
 ☎ 仁賀保公民館 ☎ 37-3121

「にかほ市生涯学習奨励員作品展」
出展者: にかほ市生涯学習奨励員
会場: 金浦公民館
 ☎ 金浦公民館 ☎ 38-2049

「il suffit d'un rêve
それは夢のはじまり」
出展者: 阿部 航氏(鈴)、福川 瑛一氏(大塩越)
会場: 象潟公民館
 ☎ 象潟公民館 ☎ 43-2229



10 『にかほ市暮らしの便利帳』発行

☎ まちづくり推進課 ☎ 43-7510

にかほ市と㈱サイネックスとの官民共同事業である『にかほ市暮らしの便利帳』が発行されることになりました。この暮らしの便利帳は、にかほ市の地域情報・行政情報をまとめた冊子で、6月1日より市内全戸配布(ポスト投函)されるほか、市役所窓口で転入者の方などに配布する予定です。配布完了予定の6月30日以降、お手元に届かない場合、また、追加が必要な方は、まちづくり推進課までお問い合わせください。



7 児童手当のお知らせ

☎ 子育て長寿支援課 ☎ 32-3040

児童手当を受給中の方へ

◆児童手当現況届の提出について

手当受給者の皆さまの所得やお子さまの養育状況を確認するため、毎年6月に提出いただいている「現況届」について、下記の期間中の提出をお願いします。現況届を提出されないと、6月以降の児童手当を受け取ることができなくなりますのでご注意ください。なお、現況届出用紙は5月下旬に発送していますのでご確認ください。

提出期間 6月3日(月)~28日(金)
 8:30~17:15 ※土・日を除く

提出先 子育て長寿支援課、金浦市民サービスセンター、税務課市民サービス班
 ※公務員の方は勤務先での手続きとなります。

手続きに必要な物

送付した現況届用紙に説明文を同封していますのでご確認ください。

児童手当について

◆児童手当の目的

父母やその他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的としています。

◆受給資格者

日本国内に住所を有し、支給対象となる児童を養育している方(生計の中心となる方)
 ※離婚協議中で両親が別居している場合(住民票も別)は、児童と同居の方へ優先的に支給されます。未成年後見人や父母指定者、施設の設置者なども受給資格者となります。

◆支給対象となる児童

国内に住所を有する中学校修了前までの児童(満15歳到達後最初の3月31日までの間にある児童)

◆支給額

○児童手当(次の所得制限限度額未満の方)

- ①0~3歳未満…月額15,000円
 - ②3歳以上~小学校修了前
…第1・2子 月額10,000円、
第3子以降 月額15,000円
 - ③中学生…月額10,000円
- ※受給資格者の所得が所得制限限度額以上である場合は、「特例給付」として支給されます。

○特例給付(次の所得制限限度額以上の方)

支給対象児童一人当たり 月額5,000円
 ※第3子の数え方…満18歳到達後最初の3月31日までの間にある児童の中で数えます。

扶養親族等の数	所得制限限度額	収入額(給与所得者の目安)
0人	6,220,000円	8,333,000円
1人	6,600,000円	8,756,000円
2人	6,980,000円	9,178,000円
3人	7,360,000円	9,600,000円
4人	7,740,000円	10,021,000円
5人	8,120,000円	10,421,000円

◆お子さまが生まれたら・転入したら

出生のときは出生日の翌日から15日以内、転入のときは転出予定日の翌日から15日以内に申請してください。出生日、転出予定日の翌月分から受給することができます。

申請に必要なもの

- ・児童手当認定請求書
- ・印鑑
- ・受給資格者の健康保険証の写し(申請者が厚生年金等加入者の場合)
- ・受給資格者名義の振込口座番号
- ・受給資格者および配偶者のマイナンバーがわかるもの

※受給資格者が単身赴任等で児童と別居している場合

- ・別居している児童に関する別居監護申立書
- ・児童が属する世帯全員の住民票謄本

※児童が受給資格者自身の子でない場合

- ・養育についての申立書

※離婚協議中で父母が別居している場合に、児童と同居している方が申請する場合

- ・児童手当の受給資格にかかる申立書
- ・協議離婚申し入れにかかる内容証明郵便の謄本、調停期日呼び出し状の写し、家庭裁判所における事件係属証明書、調停不成立証明書など

提出先 子育て長寿支援課、金浦市民サービスセンター、税務課市民サービス班
 ※公務員の方は勤務先での手続きとなります。

◆令和元年度児童手当支払日

- ・6月7日(金)…(2~5月分)
- ・10月7日(月)…(6~9月分)
- ・2月7日(金)…(10~1月分)